

年金友の会会員限定

年を重ねる
ことにより



満期の楽しみ
も倍増!

ねんりん

金利上乘せ 定期積金

お取り扱い期間

平成30年4月2日(月) ▶ 平成31年3月29日(金)

.....
ご契約いただく時点の
店頭表示金利に
.....

※上乘せ金利は金融情勢等により予告なく変更となる場合がございます。

年 0.1% 上乘せ します

ご利用いただける方

当JAで年金(国民・厚生・共済年金等)をお受け取りになっている方、又は新たにお受け取りになられる方。

掛 込 金 額

1万円以上千円単位

掛 込 期 間

1年以上5年以内

掛 込 方 法

年金受取口座からの自動振替(毎月・隔月振替)

受 入 制 限

なし(複数口座開設可能)

※年金の受給指定がなくなった場合には、新たな口座開設はできなくなります。

※上乘せ金利は金融情勢等により変更する場合があります。

※利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。

※商品の詳しい内容については、店頭の商品概要説明書をご覧ください。

当JAに年金のお受取口座をご指定いただくと、自動的に年金友の会の会員となり、各種の特典が受けられます。



JAあさか野

本店/〒352-0011 埼玉県新座市野火止4丁目5番21号

TEL.048-479-1011(代) FAX.048-479-1119

詳しくは店舗窓口までお問い合わせいただくか、またはJAあさか野ホームページをご覧ください。 <http://www.ja-asakano.or.jp>

野火止支店 TEL.048-478-5500

野寺支店 TEL.042-474-3355

内間木支店 TEL.048-471-0242

総合相談センター TEL.048-489-1200

新座大和田支店 TEL.048-477-2013

西堀支店 TEL.042-491-1011

志木支店 TEL.048-471-0011

片山支店 TEL.048-478-1017

朝霞支店 TEL.048-461-0032

和光支店 TEL.048-461-2113

JA あさか野で
年金受給口座を指定された方に

ステキな景品
プレゼント!



お取り扱い期間

平成30年4月2日(月) ▶ 平成31年3月29日(金)

当JAで年金受給口座を指定いただくと

1 歌謡ショー

2 農協全国商品券
(レインボー券 1,000円分)

3 JA おせんべい 1箱

いずれかプレゼント
いたします。



JAあさか野

本店/〒352-0011 埼玉県新座市野火止4丁目5番21号
TEL.048-479-1011(代) FAX.048-479-1119

●個人情報について・・・お客様の個人情報は年金友の会の会員管理を行う目的に利用させていただきます。

キリトリ線

「JA あさか野年金友の会」加入申込書

| | | | | |
|-------|----------------------|-------------|----------------|---|
| ご住所 | | フリガナ お名前 | TEL. () (男・女) | 印 |
| お受取年金 | ①国民年金 ②厚生年金 ③その他 () | 生年月日 | 明・大・昭 年 月 日 | |

商品概要説明書

年金受給者専用定期積金（ねんりん）

（平成30年4月2日現在適用中）

| | |
|--|--|
| 1. 商品名 | ・定期積金（定額式） 愛称：年金受給者専用定期積金「ねんりん」 |
| 2. ご利用いただける方 | ・既に当組合で公的年金（国民・厚生・労災・各種共済）等を受給している方。 ・新たに当組合で公的年金（国民・厚生・労災・各種共済）等を受給する方。 |
| 3. 期間 | ・1年以上5年以内（1年単位） |
| 4. 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位 (4) 契約限度額 (5) 使用媒体 | ・契約期間内で掛金を分割受入。（定額式による毎月又は隔月） ・年金受給口座からの自動振替による受入。 ・1回あたり1万円以上 ・1,000円単位 ・なし ・証書 |
| 5. 支払方法 | ・満期日以後に一括して支払います。 |
| 6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | ・当初契約時の店頭表示の年利回りに0.1%上乗せした利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1,000円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。 |
| 7. 手数料 | — |
| 8. 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。 |
| 9. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度） | ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |

| | |
|---|---|
| <p>10. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：048-479-1011）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。） |
| <p>11. その他参考と なる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・ 他の金利上乘せ商品により、本商品を契約することはできません。 |
| <p>12. 商品の取扱期 間</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の取扱いは、平成30年4月2日（月）から平成31年3月29日（金）までとなります。 ※取扱期間中でも金利環境の変化等により、事前の通知なく内容の変更もしくは中止させていただく場合があります。 |